

## 所得税の確定申告・市県民税に関するお知らせ

### ■平成 21 年分所得税の確定申告・平成 22 年度市県民税の申告期間

市では、次のとおり申告相談・申告書の受付を行います。

**確定申告期間**／2月16日(火)～3月15日(月) 平日、午前9時から午後4時まで  
**申告受付場所**／市民会館 コミュニティセンター3階 小ホール

#### 【申告に必ず持ってくるもの】

- ①所得税申告のお知らせハガキまたは市県民税の申告書(用紙が送付された方)
- ②源泉徴収票(給与所得、年金所得がある方)
- ③所得の計算に必要な帳簿書類
- ④生命保険、地震保険料等の支払証明書やその他領収書(医療費控除を受けるには医療費の領収書が必要です。)
- ⑤国民年金保険料の控除証明書又は領収書(国民年金保険料の支払いがある方)
- ⑥通知があった方は通知書

※新たに振替納税を希望される方は、金融機関名・預金の種類・口座番号・通帳使用印もご準備ください。

※平成21年分の確定申告から、上場株式等の配当等に係る配当所得を申告する場合には、支払通知書等の添付が義務付けられましたので、申告会場にご来場の際は必ずご持参ください。



#### 【市の申告会場で申告相談される方へ】

市の職員が申告相談に応じる場合は、原則として次の者となります。

- ①給与所得者及び公的年金受給者
  - ②上記①以外の者のうち、おおむね所得300万円未満の白色申告者(ただし、事業所得等の収入が約1,000万円以上である者を除きます。)
- ※上記以外の所得等がある方については、税務署による申告指導を受けてください。

### ■所得税

給与所得以外に次のような所得がある方は、申告が必要な場合がありますので、昨年1年間の収入をもう一度確認しましょう。

- ・農地や空き地を駐車場に貸したときの収入、アパートや貸間の収入(不動産所得)
- ・土地や建物などを売った収入(譲渡所得)
- ・生命保険契約等の満期保険金等(一時所得)

#### 【サラリーマンの確定申告】

次のような場合は確定申告をしなければなりません。

- ・給与を一ヶ所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の合計所得が20万円を超える場合(ただし20万円以下の場合でも市県民税の申告は必要です。)
- ・平成21年中の給与の収入金額が2,000万円を超える場合

※源泉徴収をされている方で医療費控除、住宅借入金等特別控除などの申告をされると所得税が還付される場合があります。申告書の書き方などで分からないことがあれば、税務署又は市の申告会場で相談してください。

#### 【農業所得の申告】

経営的規模の耕作がある方の農業所得の申告については、全て、実際の収入から必要経費を差し引いて所得を出す収支計算に基づいて申告しなければなりません。

※市の申告会場では例年大変混雑し長時間に及ぶ待ち時間が生じておりますので、農業所得に係る収入及び支出の内訳については、事前に集計し、できるだけ収支内訳書を作成のうえご来場くださるようご協力をお願いします。(収支内訳書の作成には、出荷伝票や収入金額等の分かるもの、領収書や購入証明書等の支出の分かる書類や帳簿が必要です。)

#### 【株式譲渡の申告】

株式譲渡については多様なケースが想定されますので、株式譲渡に関する申告については税務署でお願いします。

問合先：社務課個人課税部門 ☎0795-42-0223

### ■市県民税

平成22年1月1日現在、市内に住所があり前年中に所得があった方(確定申告をする方、サラリーマン等で確定申告の必要がない方を除く)は市県民税の申告が必要です。

特に、国民健康保険に加入の方は、所得によって保険料が軽減される場合がありますので、必ず申告をしてください。申告書は3月15日(月)までに申告会場または市税務課へ提出してください。問合先：市役所税務課 ☎8712

### ■平成 22 年度市県民税申告(平成 21 年分確定申告)相談日程

加西市では、今年の確定申告期間中、平日(月～金曜日)以外にも、2月21日及び28日の日曜日に限り市民会館コミュニティセンター3階小ホールにおいて、確定申告の相談・受付を行います。

なお、通常の土・日は閉庁しております。また、社務課では今年の申告期間中の開庁は平日のみで、土・日は閉庁しております。

区分	期間	場所	時間	対象者
申告相談	2月16日(火)～3月15日(月) 原則、土・日は除く。ただし、2月21日・28日の日曜日は相談受付を行います。	市民会館コミュニティセンター3階 小ホール ☎8717	9:00～16:00	申告の必要な方
所得税確定申告相談 社務課・加西市	2月18日(木) 2月19日(金) 2月22日(月) 3月1日(月) 3月2日(火) 3月3日(水)	市民会館コミュニティセンター3階 小ホール ☎8717	10:30～16:00	税務課職員等が申告相談に応じます。 ※事業(営業)所得、譲渡所得のある方は、なるべくこの期間にお越しください。
税理士等による無料相談 (所得税・消費税確定申告相談) 税理士会・納税協会 納付連合会・商工会議所	2月16日(火) 2月17日(水) 2月24日(水) 2月25日(木) 2月26日(金)	加西商工会議所3階 大会議室 ☎0416	9:30～16:00	対象者には、ハガキで通知します。 税理士等が申告相談に応じます。 ハガキで通知のない方でも確定申告の相談に応じます。

【問合先】 税務課税制担当 ☎8712 ※特に記載のない場合はこちらまでお問い合わせ下さい。

## 固定資産税「口座前納希望はがき」を廃止します

固定資産税を口座振替で納めていただいている方へ、年間の納付方法をお問い合わせするため例年4月1日付で送付していた「口座前納希望はがき」を、税の新システム移行に合わせ、平成22年度から廃止いたします。

今後、次のような取り扱いとなります。



#### ■平成 22 年度からの取り扱い

- ・平成21年度及びそれ以前に「継続的に前納」を希望された方は、引き続き「前納」で納付とさせていただきます。
- ・平成21年度に「その年のみ前納」または「期別」を希望された方は、「期別」で納付とさせていただきます。

平成22年度の「前納」と「期別」の振替方法の変更を希望される方は、下記問合先へ3月31日(水)までにご連絡ください。新規に口座振替での納付を希望される場合は、金融機関等で依頼書に「前納」または「期別」のどちらか希望の納付方法を記入して下さい。

※「前納」は、一年分を一括で前もって納税する方法。「期別」は一年分を期ごとに4回に分けて納税する方法です。

【問合先】 税務課資産税担当 ☎8713